

そのチャレンジ、中央会がサポートします！

希望グループへの 助成公募のお知らせ

地域特産の食材を使って、
その食材の生産者と協力して
新商品を開発したい



地域の製造業と一緒に研究
して、新技術を開発したい



旅館業や小売・サービス業
みんなでつながりをもって、
この地域の観光を盛り上げ
る新しい事業をしたい



そんな任意グループの取り組みに、「専門家経費等」を補助して課題解決の応援をいたします！

| | |
|-----------------|--|
| ◎公募グループ数 | 3グループ(先着順) |
| ◎補助対象額 及び補助額 | 補助対象経費24万円以上の場合、16万円を限度に補助します。補助対象経費が24万円未満の場合は、その2/3とします。 |
| ◎対象者 | 各種の活動を行う中小規模の商工・サービス事業者、農林水産業者、個人で構成するグループ(法人格をもたない任意団体) |
| ◎補助対象経費 | 専門家謝金、専門家旅費、資料費、会場借料、会議費、会場整備費 |
| ◎実施形式 | 専門家や先駆的事業者等を招いて実施する、講習会・研究会・懇談会・展示会出展など |
| ◎開催回数 | 2回以上(平成30年2月末までに事業を完了) |
| ◎その他 | 補助対象経費の支払いは、一旦中央会で行います。事業終了後、負担分を請求させていただきます。専門家等のご紹介もいたしますので、お気軽にご相談ください。 |
| ◎公募期限 | 平成29年7月31日(月) |

【お問い合わせ】

新潟県中小企業団体中央会 連携推進課 早川・朝倉
TEL 025-267-1100

申込書

新潟県中小企業団体中央会 連携推進課 行 (切り取らず、このままFAX送信してください)
FAX: 025-267-1386

| | | | |
|----------------------|-----|------|-----|
| グループ名 (グループ代表企業名) | () | 担当者名 | |
| TEL | () | FAX | () |

平成29年度 多角的連携指導事業

1. 申し込み様式【様式1～4】
2. 事業の対象となる経費【別記1】
3. 支出基準【別記2】
4. 委員及び講師旅費基準【別記3】
5. 参考（研究会開催案内・出席者名簿）
6. 事業計画書・経費明細表記載例

新潟県中小企業団体中央会

多角的連携指導事業実施要領

平成29年4月1日
新潟県中小企業団体中央会

1. 事業の概要

(1) 目的

取引先等関連事業者同士や地域等で抱える経営資源（原材料、製品、技術、観光、販路等）を結集して、新商品・新技術・新サービスの開発、販路開拓等事業化のための取組みを行う任意グループ等に対し、専門家等による課題解決のための指導を行う。

(2) 事業の内容

グループ等が直面している次に掲げる取組みに関し、専門家、実務担当者等からアドバイスや情報を受ける機会を提供することにより、調査・研究活動の支援を行う。

- ① 新商品・新技術・新サービスの開発、販路開拓等
- ② 事業化のための法人組織（事業協同組合・企業組合・共同出資会社等）の設立

(3) 指導の対象

事業化テーマに取り組むグループ及びその取引先、その他関係者

(4) 指導の方法

「講義方式」、「懇談・討議方式」、「事例研究方式」、「見学実習方式」などを適宜選択して実施する。

(5) 対象経費等

- ① 下記助成対象経費総額24万円の事業に対し、16万円（24万円までの部分に対する2/3）を上限に助成する。（グループ側の負担は、24万円の1/3の8万円に24万円を超過した部分を加えた額）
- ② 指導対象経費 専門家謝金、専門家旅費、会場借料、会議費、資料費、会場整備費

2. 研究会の実施方法

- ① 当指導事業は、組合に対する補助事業ではなく、グループが企画した研究会等を当中央会が実施する形で、謝金、会議費、会場借料などの助成対象経費（原則24万円以上。）を当中央会名で直接相手先に支払います。
- ② 当指導事業では、受益者負担として、当中央会が支払った助成対象経費24万円（基本額）の1/3の8万円に、既定額を超過した部分の額を加えた額を事業終了後1ヶ月以内（遅くとも3月10日まで）に「事業参加負担金」として対象グループより当中央会にお支払いいただきます。（振込手数料はグループ側でご負担下さい。）
- ③ 対象グループによる立替払いは原則助成対象経費として認められません。
- ④ 助成対象経費以外は、グループの負担とし、グループで直接支払って下さい。
- ⑤ 2回（2日）以上実施して頂きます。
- ⑥ 研究会対象経費については、【別記1】「事業の対象となる経費」、【別記2】「支出基準」及び【別記3】「委員及び講師旅費基準」を参照して下さい。

3. 経費の支払い方法

当指導事業は新潟県中央会が実施するため、助成対象経費の請求書の請求先は新潟県中小企業団体中央会とし、開催の都度、原則月末（20日締め）に当中央会が銀行振込により直接支払うものとします。

4. 申し込み方法

【様式1】「応募申請書」に所定の添付書類【様式2～4】を揃えて、当会下記お申し込み先まで郵送して下さい。

【申し込み・お問い合わせ先】

新潟県中小企業団体中央会

〒951-8133 新潟市中央区川岸町1-47-1

TEL : 025-267-1100 FAX : 025-267-1386

Mail : hayakawa@chuokai-niigata.or.jp

担当 : 連携推進課 早川

【 様式 1 】

平成 年 月 日

新潟県中小企業団体中央会 御 中

グループの名称及び

代表する者の氏名
(法人の場合は法人名及び代表者名)

㊟

平成29年度 多角的連携指導事業応募申請書

標記の事業を実施いたしたく、下記のとおり関係書類を添えて応募します。

記

1. 事業計画書【様式2】
2. 経費明細表【様式3】
3. 対象グループ構成員名簿【様式4】
4. 本事業の連絡先担当者氏名、電話番号、FAX番号
 - ① 連絡担当者氏名（企業名）
()
 - ② 電話番号
 - ③ FAX番号

【 様式 2 】

平成 年度多角的連携指導事業 実施計画書

グループ名 :

| 回数及び 開催時期 | テーマ、内容(講義・懇談・討議・事例研究・ 見学実習等の方式)、開催場所等 | 指導専門家・講師等 (所属記載) |
|---------------|--|---------------------|
| 第1回 (月 旬) | | (所属等) 氏 |
| 第2回 (月 旬) | | (所属等) 氏 |
| 第3回 (月 旬) | | (所属等) 氏 |
| 第4回 (月 旬) | | (所属等) 氏 |

※(1) 年間の開催回数は2回以上で、事業予算は原則24万円です。

(2) 遅くとも2月末までに終了する計画を作成してください。

(3) 実施の際に発生した費用は、一旦中央会で支払い、自己負担額は事業終了後8万円及び24万円の1/3と超過額を合わせた額を請求いたします。(3月10日迄に納入いただきます。)

(4) 事業の対象費目は、専門家(講師)謝金、専門家旅費、会場借料、会議費(お茶代)、資料費、会場整備費(展示会への出展小間料等)です。

(資料費は対象にならないものもありますので、購入前にあらかじめご相談下さい。)

【 様式 3 】

経 費 明 細 表

(単位：円)

| 経費区分 | 事業に要する経費 | | | 積 算 内 訳 |
|---------|----------|---------|----------------|---------|
| | 中央会助成額 | グループ支出額 | 合計（中央会 支出額） | |
| 1 専門家謝金 | | | | |
| 2 専門家旅費 | | | | |
| 3 会議費 | | | | |
| 4 資料費 | | | | |
| 5 会場借料 | | | | |
| 6 会場整備費 | | | | |
| 合 計 | | | | |

注：助成対象となる費目のみ記載して下さい。

【 様式 4 】

多角的連携指導事業
対象グループ構成員名簿

グループ名 _____

| No | 企 業 名 | 所 在 地 | 代表者の役職名 | 電話番号 |
|----|-------|---------|---------|----------|
| | | 業種・業務内容 | 氏 名 | F A X 番号 |
| 1 | | | | |
| | | | | |
| 2 | | | | |
| | | | | |
| 3 | | | | |
| | | | | |
| 4 | | | | |
| | | | | |
| 5 | | | | |
| | | | | |
| 6 | | | | |
| | | | | |

【別記 1】

事業の対象となる経費

※主な「対象となる経費」の支出できる範囲

| 科 目 | 支 出 範 囲 |
|----------------------|--|
| 専門家謝金 (講師謝金) | 専門家が講習会等の講師を行ったとき支給する謝金 *グループ内関係者の講師等への支出は対象とならない。 *10.21%の源泉徴収(法人払を除く) |
| 専門家旅費 (職員等旅費) | ※ガソリン代は対象とならない。 講習会等の講師などを外部から招へいする場合の旅費(公共交通機関を利用した際の実費を支給する。 *「講師謝金」を支出する講師に対しては、旅費からも10.21%の源泉徴収(法人払を除く) ※旅費を実費で支払う場合は、その根拠書類を中央会に提出すること。 ※謝金と併せて支払う場合、〇〇万円(謝金、旅費税込)として支払うことも可。 ※グループ内関係者の講師等への支出は対象とならない。 |
| 会 議 費 | 研究会事業遂行に必要な場合に茶代として支払われる経費 *食事代及び菓子代は対象とならない。 *事前打合、事後打合の会議費は対象とならない。 |
| 会 場 借 料 | 講習会・研修会形式等の会場借料 *自前の会議室を使用した場合や借室基準が料金表等明確にされていない場合は補助対象にならない。 |
| 資 料 費 | 講習会・研修会等で使用する資料のコピー代 |
| 会場整備費 | 展示会への出展に係る小間料、看板等 |

注1. 1回の支出が10万円以上となる会議費、会場借料、資料費、印刷費については見積み合わせをすること。

注2. 謝金支払に際し、講師からの請求書又は講師依頼状を中央会に提出すること。

注3. グループ内部からの調達を対象経費としてみなさないこと。

(例)グループメンバー企業の会議室借料

【別記2】

支 出 基 準

(消費税は原則内税とする)

H29. 4. 1

| 支出項目 | 基 準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--------|------------|--------|-----|--|------|--------|-----|--|-----|--------|------------|-------|------------------------|--|-----------------------|--|-----|--|-----------------------|--|-----------------------|
| 1. 旅 費 | イ. 上京旅費－役員（日帰り 32,000 円、1泊2日 47,000 円） 職員（日帰り 20,540 円、1泊2日 31,440 円） ロ. 指導旅費－高速料金＋日当（100 km未満 無、100 km以上 550 円） ハ. 会議出席の旅費は、場所不明のときは、上京旅費にプラス又はマイナスする。 場所が確定しているときは、計算した額とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 会 場 費 <small>ロの字形式で約 30 人(学校形式で約 70 人)の部屋と半日(13:00~17:00)使用の場合の基準</small> | イ. ホテル（又は旅館） 50,000 円 ロ. 公的施設（厚生年金等） 35,000 円 ハ. 会議所、商工会、組合会議室等 10,000 円 ※懇親会を伴う場合は、上記の 60%程度とすること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. 会 議 費 | イ. 飲物－コーヒー（500 円） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4. 謝 金 等 | イ. 専門家謝金 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>－ 専門人</td> <td>Aクラス</td> <td>1日又は1回</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Bクラス</td> <td>1日又は1回</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>兼業人</td> <td>A・Bクラス</td> <td>1日又は1回 2万円</td> </tr> </table> ロ. セミナー講師謝金 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>－ 専門人</td> <td>Aクラス（県外 10 万円、県内 5 万円）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Bクラス（県外 8 万円、県内 4 万円）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>兼業人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Aクラス（県外 4 万円、県内 2 万円）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Bクラス（県外 2 万円、県内 1 万円）</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 専門人の定義 </div> Aクラス： 大学教授、大学准教授、弁護士、弁理士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、技術士、経営士等 Bクラス： 大学講師、司法書士、社会保険労務士、IT コーディネーター等 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 兼業人の定義 </div> Aクラス： 理事長、企業経営者、役員等 Bクラス： その他 ハ. 付帯事項 <ol style="list-style-type: none"> ① 謝金は、依頼内容（アドバイスだけの場合、報告書作成までの場合、著名な講師で相手より金額を提示された場合等）により上記の金額を増減額することができる。 ② 謝金は、概ね 1 時間 30 分以上を目途とすること。 ③ 窓口専門家指導謝金は A・B クラスとも 1 回 2 万円とする。 ④ 原則として、補助金の積算単価及び補助金額も考慮して増、減を決めること。特に複数の事業を担当することとなる専門家へは、良く説明する | － 専門人 | Aクラス | 1日又は1回 | 5万円 | | Bクラス | 1日又は1回 | 4万円 | | 兼業人 | A・Bクラス | 1日又は1回 2万円 | － 専門人 | Aクラス（県外 10 万円、県内 5 万円） | | Bクラス（県外 8 万円、県内 4 万円） | | 兼業人 | | Aクラス（県外 4 万円、県内 2 万円） | | Bクラス（県外 2 万円、県内 1 万円） |
| － 専門人 | Aクラス | 1日又は1回 | 5万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | Bクラス | 1日又は1回 | 4万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 兼業人 | A・Bクラス | 1日又は1回 2万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| － 専門人 | Aクラス（県外 10 万円、県内 5 万円） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | Bクラス（県外 8 万円、県内 4 万円） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 兼業人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | Aクラス（県外 4 万円、県内 2 万円） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | Bクラス（県外 2 万円、県内 1 万円） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--|--|
| | <p>こと。</p> <p>⑤ 専門家に対する旅費の支給は、当会の委員及び講師旅費規程に基づく公共交通機関の実費計算額を支給する。なお、予算積算上出張先が明確でない時は1日4千円計算で積算することができる。</p> <p>⑥ 消費税は原則として内税であるが、相手の要望があれば本体価格と税を区分して表示することができる。</p> |
|--|--|

その他、上記基準が現状に照らし不都合の場合は、その都度協議し決定する。

【別記 3】

多角的連携指導事業委員及び講師旅費基準

H28. 9. 1 制定

新潟県中小企業団体中央会

当事業遂行における委員及び講師旅費については、下表による他、以下の通り計算するものとし、平成28年6月1日から適用する。

1. 鉄道賃の起算点は、自宅又は勤務先の最寄駅とし、当会より移動の場合の起算点は、白山駅とする。
2. 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費（県内旅行の交通費については、JR往復割引切符又は、高速バスを利用できるときは、これを優先して適用する）により計算する。ただし、会務上の必要又は天災、その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。
3. 鉄道普通急行料は、普通急行列車を運行する線路による片道 25 キロメートル以上の旅行のすべてに支給する。
4. 鉄道特別急行料は、特別急行列車を運行する線路による片道 50 キロメートル以上の旅行のすべてに支給する。
5. 鉄道座席指定料は、普通急行又は特別急行列車を運行する線路による県外の旅行のすべてに支給する。この場合、一の座席指定券の有効区間ごとに計算するものとする。
6. 船賃は、業務上やむを得ない場合並びに経済的効率が図れる場合に、一等運賃にかえジェットfoil代を支給する。
7. 宿泊は、帰着が21時を超えることが想定される場合、経済的効率が図れる場合、やむを得ない場合に宿泊料を支給する。
8. その他、やむを得ない事情並びに経済的効率が図れる場合により、タクシー代・駐車料金・レンタカー代等をその現により計算する。

| 宿泊料 (1泊2食につき) | | 交通費 | | | |
|------------------|----------|--------------------------|--------------------------------|------|------|
| 県内 | 県外 | 鉄道賃 | | 船賃 | バス賃 |
| | | 県内 | 県外 | | |
| 11,800 円 | 13,100 円 | 普通運賃（距離基準により急行又は特急料金を付加） | 普通運賃（距離基準により急行又は特急料金を付加（座席指定）） | 一等運賃 | 実費支給 |

【参 考】

平成 年 月 日

(グループ代表者) 様

新潟県中小企業団体中央会

多角的連携指導（第〇回〇〇研究会又は講習会）の開催について（ご案内）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、第〇回「多角的連携指導」を下記のとおり実施しますので、構成員にご連絡くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 平成〇〇年〇〇月〇〇日 午前（後）〇〇時〇〇分
2. 場 所 〇〇市〇〇町〇-〇-〇 「株式会社〇〇 会議室」
電 話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
3. 内 容 研究会（講習会）テーマ「〇〇〇〇〇〇〇〇」
講 師 〇〇〇〇企業経営コンサルタント
〇 〇 〇 〇 氏
4. そ の 他 お手数ですが出欠については、準備の都合等ありますので、〇月〇日（ ）までに参加者名簿を取りまとめ、メールまたはFAXにて当会〇〇までお送りください。

【参 考】

出 席 者 名 簿

平成 年 月 日

| No. | 企 業 名 | 氏 名 |
|-----|-------|-----|
| 1 | | |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 4 | | |
| 5 | | |
| 6 | | |
| 7 | | |
| 8 | | |
| 9 | | |
| 10 | | |
| 11 | | |
| 12 | | |
| 13 | | |
| 14 | | |
| 15 | | |

【記載例】

平成〇〇年度多角的連携指導事業 実施計画書

グループ名 : 〇×ブランディング研究会

| 回数及び開催時期 | テーマ、内容(講義・懇談・討議・事例研究・見学実習等の方式)、開催場所等 | 指導専門家・講師等 |
|----------------|---|-----------------|
| 第1回 (9月14日) | ・「地域ブランド育成のためのマーケティング手法」 たらの子辛子漬けについて(講義方式) ・場所:佐渡市〇△ 「〇〇商店」 | 〇〇コンサル 〇〇△△氏 |
| 第2回 (10月中旬) | ・「地域ブランド育成のためのマーケティング手法」 地域団体商標について(講義方式) ・場所:佐渡市〇△ 「〇〇商店」 | 〇〇コンサル 〇〇△△氏 |
| 第3回 (11月中旬) | | 〇〇コンサル 〇〇△△氏 |
| 第4回 (12月中旬) | | 〇〇コンサル 〇〇△△氏 |

※(1)年間の開催回数は2回以上で、事業予算は原則24万円です。

(2)遅くとも2月末までに終了する計画を作成してください。

(3)実施の際に発生した費用は、一旦中央会で支払い、自己負担額は事業がすべて終了後8万円(24万円の1/3)と24万円を超過した部分の額を合わせて額を請求いたします。(遅くとも3月10日迄に納入いただきます。)

(4)事業の対象費目は、専門家(講師)謝金、専門家旅費、会場借料、会議費(お茶代)、資料費、会場整備費(展示会への出展小間料等)です。

【記載例】

経費明細表

(単位:円)

| 経費区分 | 事業に要する経費 | | | 積算内訳 |
|---------|----------|---------|----------------|-------------------------|
| | 中央会助成額 | グループ支出額 | 合計(中央会 支出額) | |
| 1 専門家謝金 | 100,000 | 50,000 | 150,000 | 50,000円×1人×3回 |
| 2 専門家旅費 | 44,000 | 0 | 44,000 | 上京旅費@22,000×2回 |
| 3 会議費 | 10,000 | 0 | 10,000 | ペットボトル飲料 |
| 4 資料費 | 0 | 10,000 | 10,000 | 会議資料印刷代@20円×25 枚×20部 |
| 5 会場借料 | 0 | 6,000 | 6,000 | @2,000×3回 |
| 6 会場整備費 | 6,000 | 30,000 | 36,000 | @36,000円×1回 |
| 合計 | 160,000 | 96,000 | 256,000 | |